

令和 6 年 第 10 回
土 浦 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開会の日時および場所
令和6年10月15日（火） 午後2時
土浦市役所農業委員会室
- 2 議事日程
報告第29号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について
報告第30号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について

議案第37号 農地法第3条の許可申請に対する審議について
議案第38号 農地法第5条の許可申請に対する審議について
議案第39号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の農用地利用集積等促進計画案の作成について
- 3 出席した委員
1番 下村 幸男 2番 大和田 一夫 3番 山口 貴士
4番 萩島 一郎 5番 飯塚 利之 6番 浅野 均
7番 塙 佳樹 8番 柴沼 栄 9番 菅谷 幸治
10番 飯島 栄 11番 川村 剛久 12番 岩瀬 守
- 4 欠席委員
なし
- 5 説明のため出席した者
事務局長 岡田 将之 農地係長 室町 直宏 主 任 中村 裕一
主 事 中野 沙耶香 主 事 小岩 友義
- 6 総会の大要 午後2時25分閉会

議 長	只今，出席委員は12名で，欠席委員はなしです。よって，出席者が委員の過半数を超えましたので総会は成立いたしました。 これより，令和6年第10回土浦市農業委員会総会を開会いたします。 次に，議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は，会議規則第13条の規定により，議席番号6番 浅野委員，議席番号8番 柴沼委員，以上2名の方を指名いたします。 審議に入る前に申し上げます。土浦市農業委員会会議規則第14条により，総会は公開することになっております。発言の際は，個人情報に関する事項として住所・氏名・土地の所在等については発言しないようお願いいたします。 なお，発言の際は挙手のうえ，指名されてから，ご起立してご質問をお願いいたします。 また，「農業委員会等に関する法律」第31条に基づき，農業委員会の委員は，自己または同居の親族，若しくは，その配偶者に関する事項については，その議事に参与することができませんので，事前に退席をお願いいたします。 なお，退席後，次の議事に入る前には，入室の確認をさせていただきます。 それでは，議事に入ります。 報告第29号「農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について」を事務局から説明願います。
事 務 局	（報告第29号について議案書のとおり報告）
議 長	只今の報告について，ご質問等はございませんか。 （異議なしの声あり）
議 長	ご質問等もないようですので，報告第29号は原案どおりといたします。 次に，報告第30号「農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について」を事務局から説明願います。
事 務 局	（報告第30号について議案書のとおり報告）
議 長	只今の報告について，ご質問等はございませんか。 （異議なしの声あり）
議 長	ご質問等もないようですので，報告第30号は原案どおりといたします。 それでは議案に入ります。 議案第37号「農地法第3条の許可申請に対する審議について」を上程いたします。1番と2番を調査を行った委員からご説明お願いいたします。

委員	議案第37号「農地法第3条の許可申請に対する審議について」を説明いたします。去る10月8日、委員3名と事務局2名で調査を行いました。 1番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりで、畑1筆203㎡です。申請事由は、申請地は自宅及び耕作地の近隣であり、利便性が高いため、売買による所有権移転です。作付予定は梨・ヤナギです。譲受人は昨年、申請地の隣地を取得しています。許可相当と判断しました。 2番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりで、田1筆12㎡です。申請事由は、申請地の隣接地が自己所有地のため、贈与による所有権移転です。作付予定はレンコンです。譲渡人が遠方に住んでおり管理ができないため、隣接地の所有者に無償で譲り渡したいという申請です。許可相当と判断しました。 委員の皆様の更なるご審議をお願いいたします。
議長	続きまして、3番と4番を調査を行った委員からご説明お願いいたします。
委員	議案第37号「農地法第3条の許可申請に対する審議について」を説明いたします。去る10月8日、委員3名と事務局2名で調査を行いました。 3番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりで、田1筆1,565㎡です。申請事由は、申請地はこれまでも耕作しており、夫婦間の事情により今回譲り受けることとなったため、贈与による所有権移転です。作付予定は水稻です。 4番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりで、田1筆2,664㎡です。申請事由は、申請地は耕作地に隣接しており、効率的に耕作できるため、売買による所有権移転です。作付予定は水稻です。以前指摘されていた遊休農地は解消されております。 3番、4番ともに許可相当と判断しました。委員の皆様の更なるご審議をお願いいたします。
議長	只今、調査委員から説明がありました。ご質問等はございませんか。
委員	2番の譲受人は高齢の女性の方ですが、レンコンを1人でやられているのですか。
事務局	譲受人が1人でやられています。
委員	計画上、収穫高は12㎡で3.6kgということですよ。一角が陸地になっていてその横がレンコンをやっているということですよ。
事務局	はい、そうです。狭小農地をまとめるということです。
議長	その他、ご質問等はございませんか。

委員	1番ですが、以前売買をしているということですが、どこを場所を言っているのですか。
事務局	昨年、譲受人が譲渡人から申請地の北側の隣の農地を取得しました。今回は隣接地になっています。
委員	年齢は85歳ですか、借りている農地を返したり、隣接地をまとめたり整理をしています。
委員	ヤナギをやっている方はこの年齢でも元気でやっています。
議長	その他、ご質問等はございませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議もないようですので、議案第37号「農地法第3条の許可申請に対する審議について」は、1番から4番を許可することに決しました。 次に、議案第38号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」を上程いたします。1番から3番を、調査を行った委員からご説明をお願いいたします。
委員	議案第38号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」を説明いたします。去る10月8日、委員3名と事務局2名で調査を行いました。 1番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畑1筆534㎡で、転用事由は、申請地に自己用住宅を建築したい、贈与による所有権移転です。農地区分は第1種農地です。7月の総会において農振地域からの除外は問題ないとした場所です。周辺への影響はないと考え、調査委員としましては許可相当と判断しました。 2番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畑2筆1,983㎡で、転用事由は、申請地に太陽光発電設備を設置したい、売買による所有権移転です。農地区分は第2種農地です。申請地の左側の一部にはU字溝の排水が入っております。太陽光設備はU字溝のところまででフェンスを回し、残りの左側の土地はメンテナンススペースとするということです。周辺への影響はないと考え、調査委員としましては許可相当と判断しました。 3番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畑1筆499㎡で、転用事由は、申請地に自己用住宅を建築したい、売買による所有権移転です。農地区分は第3種農地です。譲渡人はこの土地を以前3条で取得しましたが、耕作しないで管理しておりました。周辺は大型病院の近くで住宅が点在しています。調査委員としましては許可やむを得ないと判断しました。 委員の皆様の更なるご審議をお願いいたします。
議長	只今、調査委員から説明がありました。ご質問等はございませんか。

委 員	3 番ですが、ここはまだ土地が残っていますか。
事 務 局	残っています。
委 員	売買価格はいくらですか。
事 務 局	土地代は 7,000,000 円です。
議 長	その他、ご質問等はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議もないようですので、議案第 3 8 号「農地法第 5 条の許可申請に対する審議について」は、1 番から 3 番を許可することに決しました。 次に、議案第 3 9 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条の農用地利用集積等促進計画案の作成について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第 3 9 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条の農用地利用集積等促進計画案の作成について」をご説明いたします。今月は全部で 1 件あり、全て中間管理機構を通しての新規賃借権設定になります。 受入は認定農業者の方になります。詳細につきましては、議案書記載のとおりです。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	只今、事務局から説明がありました。ご質問等はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議もないようですので、議案第 39 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条の農用地利用集積等促進計画案の作成について」は、原案どおり承認することに決しました。 以上で、令和 6 年第 1 0 回総会に提案されました全議案が終了いたしました。慎重なるご審議、ありがとうございました。

令和 6 年 1 0 月 1 5 日

議 長

署名人

6 番

8 番